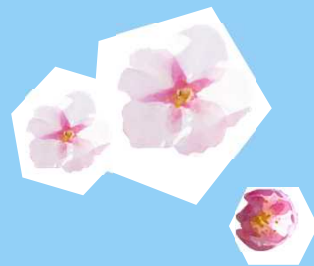
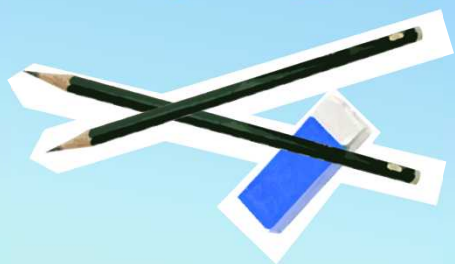


# 社会全体で あなたの学びを 支えます



## 公立高等学校の授業料無償制

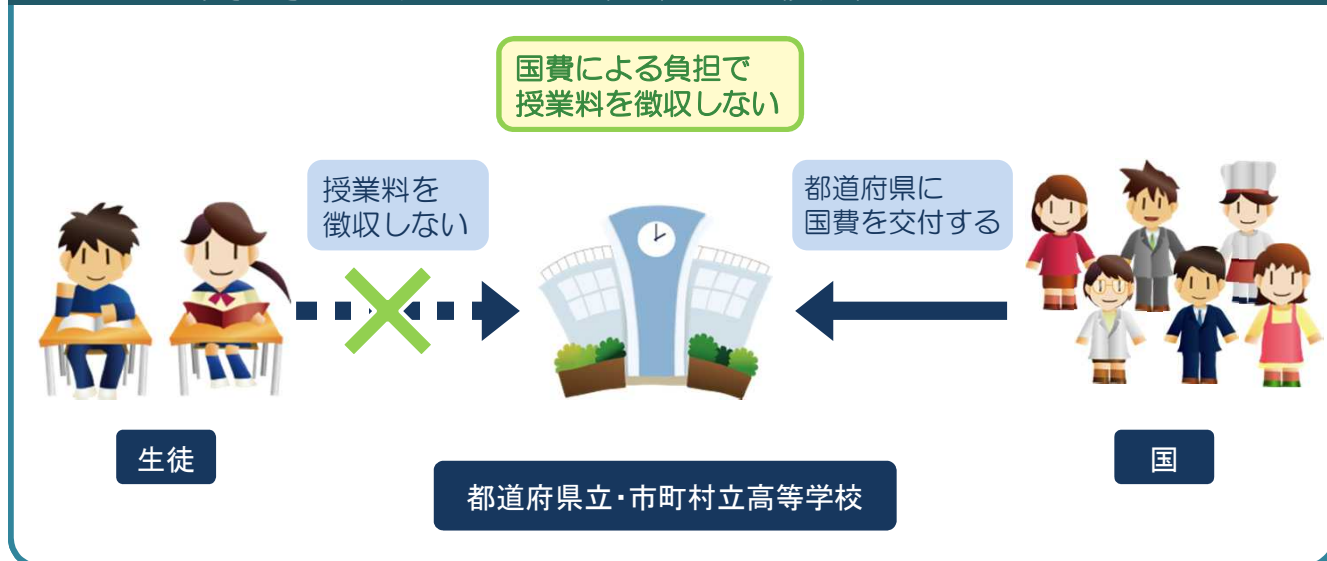
### 公立高等学校の授業料無償制の趣旨

- 家庭の状況にかかわらず、高校生等のみなさんが安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、公立高等学校の授業料を無償とし、家庭の教育費負担を軽減します。



社会全体の負担により生徒のみなさんの学びを支えることを通じて、将来、みなさんが我が国社会の担い手として広く活躍されることを期待しています。

## 公立高等学校の授業料無償制のイメージ図



## 公立高等学校の授業料無償制について

下記の学校に在学する方の授業料は原則として徴収されません。

- ▶ 公立高等学校（全日制、定時制、通信制）
- ▶ 公立中等教育学校の後期課程
- ▶ 公立特別支援学校の高等部
  - 科目履修生、聴講生は対象となりません。

例外的に授業料を徴収される場合があります。

- ▶ 既に高等学校等を卒業したことがある場合
- ▶ 修業年限を超えて在学している場合……など。
  - 学校設置者（地方公共団体）により異なりますので、学校等からの説明がある際に、注意して下さい。

授業料のみが無償になります。

- ▶ 入学金、教科書代、修学旅行費などの、授業料以外の学費は無償となりません。

所得による制限について

- ▶ 所得による制限・区別はありません。

支給を受けるための手続きについて

- ▶ 生徒本人（または保護者）が行う申請手続きは特にありません。